

## 周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

## 周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例

周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表を次のように改める。

名称	占用物件	単位	占用料（円）
電柱	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
電話柱	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		2
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以		34

	上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		450
広告塔、看板、広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		960
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月		96
露店その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日		10
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋りょう又は通路 占用面積1平方メートルにつき1年475円</li> <li>・ その他の工作物 占用面積1平方メートルにつき1年630円</li> </ul>		

別表第2備考5中「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、「1メートルとして」を「その長さを切り捨てて」に改め、同表備考6中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとして」を「その面積を切り捨てて」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の周南市準用河川管理条例の規定は、同日以後の準用河川に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市準用河川管理条例新旧対照表

現行				改正案			
別表第2（第4条関係） 土地占用料				別表第2（第4条関係） 土地占用料			
名称	占用物件	単位	占用料 (円)	名称	占用物件	単位	占用料 (円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>360</u>	電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>420</u>
	第2種電柱		<u>550</u>		第2種電柱		<u>650</u>
	第3種電柱		<u>740</u>		第3種電柱		<u>880</u>
電話柱	第1種電話柱		<u>320</u>	電話柱	第1種電話柱		<u>380</u>
	第2種電話柱		<u>510</u>		第2種電話柱		<u>610</u>
	第3種電話柱		<u>700</u>		第3種電話柱		<u>830</u>
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>	電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>
	地下電線その他地下に設ける線類		2		地下電線その他地下に設ける線類		2
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>

現行				改正案			
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>29</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>38</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>76</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>130</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル		<u>190</u>		外径が0.7メートル以上1メートル		<u>230</u>

現行			改正案		
	未満のもの			未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの		<u>380</u>	外径が1メートル以上のもの	<u>450</u>
広告塔、看板、広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>	広告塔、看板、広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>110</u>	囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>96</u>
露店その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>	露店その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋りょう又は通路 占用面積1平方メートルにつき1年475円</li> <li>・ その他の工作物 占用面積1平方メートルにつき1年630円</li> </ul>		その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋りょう又は通路 占用面積1平方メートルにつき1年475円</li> <li>・ その他の工作物 占用面積1平方メートルにつき1年630円</li> </ul>	
備考 1～4 (略)			備考 1～4 (略)		
5 長さが、 <u>1メートル未満</u> であるとき又は当該長さに <u>1メートル未満</u> の端数があるときは、 <u>1メートル</u> として計			5 長さが、 <u>0.01メートル未満</u> であるとき又は当該長さに <u>0.01メートル未満</u> の端数があるときは、 <u>その長さ</u> を切り		

現行	改正案
<p>算する。</p> <p>6 表示面積又は占有面積が <u>1平方メートル未満</u> であるとき又はこれらの面積に <u>1平方メートル未満</u> の端数があるときは、<u>1平方メートル</u> として計算する。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><u>捨</u>てて計算する。</p> <p>6 表示面積又は占有面積が <u>0.01平方メートル未満</u> であるとき又はこれらの面積に <u>0.01平方メートル未満</u> の端数があるときは、<u>その面積を切り捨</u>てて計算する。</p> <p>7～9 (略)</p>